

認定こども園（幼保連携型以外）の認定内容の変更の手続き

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定内容に変更が生じた場合は、あらかじめ県知事に対して届出を行う必要があります（島根県認定こども園の認定に関する規則第8条）。認定こども園とは別に幼稚園・認可保育所としての変更手続きも併せて必要があります。

変更届の手続きと提出書類

下記の事項に変更が生じた場合は、認定こども園変更届出書（様式第3号）に必要な書類を添付して、施設の所在する市町村を經由して変更しようとする日から起算して 30 日前までに提出します。

| 変更事項 | 必要書類 |
|--|---|
| 施設の名称及び種類 | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 変更内容が分かる書類 |
| 施設の所在地 | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 変更内容が分かる書類 |
| 設置主体の代表者 | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 代表者の履歴書 ウ 私立の場合は認定こども園法第3条第5項第4号に該当しない旨の誓約書 |
| 認定こども園の長 | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 園長の履歴書・就任承諾書（公立の場合は辞令書の写し）・有資格者の場合は資格証明書 ウ 私立の場合は認定こども園法第3条第5項第4号に該当しない旨の誓約書 |
| 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び保育を必要とする子ども以外の子どもの利用定員 | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 職員名簿 ウ 変更内容が分かる書類（園則等） |
| 認定こども園が実施する子育て支援事業 | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 子育て支援事業計画書 |
| 利用料の額 | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 変更内容が分かる書類（園則等） |
| 施設設備の概要（園舎、園庭、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積に変更がある場合に限る） | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 変更後の園地、園舎その他設備の図面 |
| 学級数（満3歳以上の園児） | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 職員名簿 ウ 変更内容が分かる書類（園則等） |
| 教育又は保育の目標及び主な内容 | ア 私立の場合は理事会議事録 イ 変更内容が分かる書類（園則等） |